

# 公正採用選考人権啓発推進員制度について

## 制度の目的

職業安定機関では、職業選択の自由を保障し、すべての人々の就職の機会均等が確保されるよう、事業主を始めとする雇用する側の皆さまに、人権問題を正しく認識していただき、応募者の適性と能力に基づいた公正な採用選考の実施についてお願いしています。

本制度では、一定要件に該当する事業所において、「公正採用選考人権啓発推進員（以下、「推進員」という。）」を設置いただき、この「推進員」に対し職業安定機関からの継続的な指導啓発を行うことにより、事業主の公正な採用選考システムの確立を図っていただくことを目的としています。

## 事業主のみなさまへ

「推進員」の設置対象事業所で、設置がなされていない場合は、早急に設置をお願いします。また、「推進員」を設置されている事業主の皆さまは、従業員の選考・採用に最も影響力を持つ当事者として、本制度の趣旨を十分に理解していただき、「推進員」の様々な活動や取組みが円滑に実施できるようご配慮をお願いします。

## 「推進員」の役割

「推進員」は、就職の機会均等を確保するという視点に立って、次の事項について、中心的な役割を担っていただきます。

- 公正採用選考システムの確立を図ること
- 職業安定行政機関との連携に関すること
- その他、当該事業所において必要とする対策の樹立及び推進に関すること

職業安定機関等が実施する各種研修会に積極的に参加いただく等自己啓発を図り、不適切事象の未然防止に努めてください。

## 設置対象となる事業所

- 常時使用する従業員の数が80人以上の事業所
- 職業紹介事業、労働者派遣事業を行う事業所

## 選任の基準

原則として、人事担当責任者等採用・選考に関する事項又は職業紹介に関する事項について、相当の権限を有する方を選任してください。

## 設置等に関する報告

「推進員」を選任、変更、増員又は報告を求められた時は、事業所を管轄する公共職業安定所長あて、選任状況報告書を届出してください。